

第 3 部 目標事業量

第1章 特定項目14事業の目標事業量.....	113
-------------------------	-----

第 1 章 特定項目14事業の目標事業量

事業名 (平成21年度当初の現状)	事業概要	目標事業量 (平成26年度)
① 通常保育 2,303人	保護者が仕事をしていたり、病気のため家庭で十分に保育ができなかったりする乳幼児を、児童福祉法に基づき、家庭の保護者に代わって保育所（園）で保育します。	2,355人
② 延長保育 14箇所	保護者の仕事の多様化に対応するため、通常の11時間の開所時間を超え保育を行うものです。	14箇所
③ 一時保育（一時預かり） 5箇所	パートタイムなどの仕事の多様化による一時的な保育需要や保護者の病気などによる緊急の保育需要、専業主婦の育児疲れの解消などの保育需要に対応するため実施するものです。	11箇所
④ 特定保育 —	保護者の仕事の多様化が進む中で、毎日や一時保育の利用まで至らないが、午前か午後だけの短時間保育サービスを必要とする保護者に代わって保育をするものです。 平日昼間の非定型的な保育で週2～3日。午前又は午後のみ（時間単位）の保育。	—
⑤ 休日保育 1箇所	日曜、祝日の保護者の勤務等による保育ニーズに対応するため、保育所において実施するものです。休日の昼間8時間程度の保育。	1箇所
⑥ 夜間保育 —	夜間の保育に対するニーズに対応するため、保育所において夜間保育を行うものです。	—
⑦ 病後児保育（派遣型） 0箇所	保育所に通っている児童が病気回復期であるということで、自宅での育児を余儀なくされる期間、その家庭又は保育士、看護師その他の者の居宅において適当な設備を供える等により、保育を行うものです。子どもが	—

目標事業量

	病気の時など在宅に看護師等を派遣して医療的管理を行う保育。	
⑧ 病後児保育（施設型） 1 箇所	保育所に通っている児童が病気回復期であるということで、自宅での育児を余儀なくされる期間、病院又は診療所、保育所その他の施設で適当な設備を供える等により、保育を行うものです。子どもが病気の時など施設において医療的管理を行う保育。	1 箇所
⑨ 学童保育室 16 室	保護者が仕事をしていたり、病気のため家庭で十分に保育がしたりすることができない小学校低学年児童のために保育室で保育を実施します。放課後、保護者の帰宅までの保育。	17 室
⑩ トワイライトステイ 0 箇所	保護者が仕事等で帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設等において一時的に預かるものです。	—
⑪ ショートステイ 1 箇所	保護者の病気や冠婚葬祭などで児童の保育ができない場合、児童擁護施設などにおいて一時的に預かるものです。緊急的な事情等で宿泊を伴う保育。	1 箇所
⑫ 地域子育て支援センター 5 箇所	育児不安の相談・指導、子育てサークルの育成・支援及び地域の保育資源の情報提供など子育て家庭に育児支援を行います。身近な地域における相談や親同士の交流の場。	11 箇所
⑬ つどいの広場 1 箇所	主に 3 歳までの乳幼児を持つ親と子が気軽に集い、交流を図るとともに子育ての相談を行う場を地域に設置することにより、子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境の整備を図ります。	
⑭ファミリー・サポート・センター 1 箇所	一時的、臨時的な育児ニーズに応えるため、保育等の援助を受けたい人と援助したい人を会員とする組織により、育児の相互援助を行います。	1 箇所

